

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>150%(または 2,500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方を上限とする。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>150%(または 2,500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方を上限とする。 手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	<p>成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>150%(または 2,500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方を上限とする。 手数料負担者は 求人者 とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p>着手金 1,000 万円 を、上限とする。</p> <p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>150%(または 2,500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方を上限とする。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>150%(または 2,500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方を上限とする。 手数料負担者は 求人者 とします。</p>
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 150%を上限とする。 手数料負担社は 関係雇用主 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

〔許可番号〕

13-ユ-010206

〔事業所の名称及び所在地〕

株式会社オフ・ビート

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-1-9 CREATOR'S DEN 2F